

# 米州集団安全保障政策の開始と二つの米州会議(二)

蔵 重 毅

## 目 次

- 一 序 言
- 二 初期善隣政策の概要
- 三 ブエノス・アイレス特別汎米会議(一九三六年二月)
  - (一) 米国の主導とその意図(以上第五卷第四号)
  - (二) ラテン・アメリカ諸国の対応
    - (1) リージョナリズムとユニバーサルイズム(本号)
    - (2) 大国の論理と小国の論理
    - (3) 各国プロジェクトの処遇と会議の結果
  - (三) 米国の世界政策とブエノス・アイレス会議
- 四 米国の政策の進展とラテン・アメリカ諸国の条件
- 五 リマ第八回汎米会議(一九三八年二月)
- 六 結 語

米州集団安全保障政策の開始と二つの米州会議(一)(蔵重)

(四六三)

二六一

## 三 ブエノス・アイレス特別会議（一九三六年二月）

## (二) ラテン・アメリカ諸国の対応

前節では、共同防衛機能を中核とし国際連盟を補完するよりはむしろ自己完結的な機能をもつ西半球機構を設立しようとした米国の意図を「リージョナリズム」とよび、同時にその機構が米国の主導のもとに米州諸国の「共同責任」によって米州諸国間紛争にはっきりした権限で介入し、窮極的には「共同干渉」を予定するものである点に米国の「大国の論理」をみた。それゆえ本節では米国家案への賛否、提出された各国案の異同を形式的におうのではなく、米国家案への対応の底にあるラテン・アメリカ諸国の一般的態度を、(1)リージョナリズムとユニバーサリズム、(2)大国の論理と小国の論理という二つの基準で整理しよう。米州相互援助条約あるいは米州機構へむけての新しい胎動が生じた時点で米州諸国のなかに(1)の基準で示される対立があったことふれる研究者は多い。<sup>(1)</sup>しかし、米国の論者はすでに指摘したように地域システムの設立と運営に内在する大国としての米国の論理に十分な検討を加えてこなかった。したがって米国家案への対応の分析にあたっては、米国とラテン・アメリカ諸国との関係をみるばあい

いわば当然の視点であるべき(2)の基準を特に設定することはない。本節では(1)(2)の基準からそれぞれ明らかになる問題及びその双方の関連にふれよう。そしてそれによって米国の意図をさらに補充しよう。結論を急げば、そこにあらわれるラテン・アメリカ諸国の類型は大戦前から大戦中の期間を通じてほぼ継続する。したがって、この期間——そして筆者の検証しようとする仮説では勢力圏確立の最終過程——において米国はその類型に示されたラテン・アメリカ諸国の態度を考慮の主要な対象としなければならない。

## (1) リージョナリズムとユニバーサリズム

会議は一二月一日にはじまり、プログラムに沿って設置された平和機構、中立、軍備制限、法律問題、経済問題、文化協力の六委員会が三日に活動を開始し、それぞれに小委員会が設けられた。前節でふれたように米国家は会議事務局に正式に受理されていなかったから、米国家を直接討議の対象としたのは各国首脳間の非公開会談であった。その会談からでてきた妥協案が第一・第二委員会に提示され承認されるという形をとったため、米国家をめぐるやりとりは会議の速記録には掲載されていない。しかし、提出された各国案をめぐる討議の模様、若干のラテン・アメリカ諸国の政府文書、国務長官ハルや次官補ウェルズのメモアールなどを検討することによってラテン・アメリカ諸国の対応を知ることができる。

米国家の意図するような形をとるかどうかにかかわらず地域システム強化という一般的方向にたいしラテン・

アメリカ諸国のなかにはかならずしも協調的でない国があることを米国政府は知っていた。それゆえローズヴェルトは米国案の意図が自己完結的な地域システム樹立であることをふせて、会議開催を要請する各国首脳宛書簡の中に会議で検討されるべき地域システムが「国際連盟及び戦争防止を目的とする現存のあるいは将来設立される全ての平和機構の努力を補完し拡充するであろう」と世界大のシステムと衝突するものの設立を企図するのではないことを慎重にことわるのである。<sup>(3)</sup>しかし、アルゼンチンを中心とする南部南米諸国の反発は米国政府の予想をうわまつて強かった。<sup>(4)</sup>ローズヴェルト書簡にたいする各国首脳の返書はこの年の二月に寄せられるが、それらに目を通すだけでもラテン・アメリカ諸国のなかに大まかに分けて二つのグループがあることが分る。たとえば、エル・サルバドルは、平和の維持強化という目的は「貴下の指唆するとき諸手段の批准、改訂、創設によって追求されるべきことに完全に同意」<sup>(5)</sup>し、ドミニカはローズヴェルトの提案を全面的に支持したうえ、同国政府が一九三五年七月に発表した恒久的性格の米州連盟を設立するとの提案を会議で検討することを要請し、この米州連盟は「国際連盟よりはるかにわれわれ諸国にとって効果的で有益な行動をとりうる」と述べた。<sup>(6)</sup>またガテマラはローズヴェルトの示唆を「真の喜びをもって受理し」、「米州諸国間には共通の利害が存在し、その防衛こそこの大陸の人々の生活にとって必要なものである」との前提にたつて一九三五年末すでに米国政府にたいし提示していた「米州諸国間の協力・連帯に関する一般条約案」を再び返書に同封し、<sup>(7)</sup>コロンビアは、過去の制度は満足なものではないから「国際連盟と協調するだけでなく、地域的平和条約の枠組のなかで一層の活力をもって活動しうる新しい機構」の創設を検討するべきだとした。<sup>(8)</sup>会議ではこれらの諸国、すなわち米国と地理的に近接したガテマラ、エル・サルバドル、ニ

カラガ、コスタ・リカ、ホンジュラスの中米諸国、パナマ、ドミニカ、キューバ、ハイチのカリビア海域諸国、コロンビア、ヴェネズエラなど北部南米諸国、そしてブラジルが地域システムの拡充に積極的な立場をとる。これら諸国をリージョナリズム・グループとよぼう。

他方、アルゼンチン、チリ、ウルグアイなどの返書はローズヴェルトの会議開催提案に一応の支持を与えるが、その論調は上記グループと明らかに異なる。アルゼンチンにとって「世界的規模での相互依存状態のなかでは地域的な区別を設けたり、大陸間の分離を考える余地は全くない」<sup>(9)</sup>し、チリは「国際関係を律する法的システムは地理的条件その他特殊な状況によっていかなる方策がとられようとも世界全体にたいしてのみ適合するはずのものである」と考えた。<sup>(10)</sup>またウルグアイは、米国、ブラジル、コスタ・リカといった米州諸国内の国際連盟非加盟国が連盟と協調行動をとる方策をこそ検討すべきであるとした。<sup>(11)</sup>いずれも「貴下が示唆するように……」とローズヴェルトが国際連盟の機能との衝突を考えないとその書簡に書きこんだことを逆手にとっているのである。この種の返書が通常儀礼的なものに終始することを思えば、これら諸国はきわめて明確に自国の立場を主張していると考えられる。会議でアルゼンチンを中心とする南部南米諸国は地域システム拡充に反対ないし消極的であるか、あるいはその拡充を世界的な機構の枠内でのものとどめようとする。これら諸国をユニバーサルリズム諸国とよぶことができよう。

米国はアルゼンチン外相ラマスがモンロー・ドクトリンの汎米化とよぶ共同防衛システム設置案―「大陸諸国の連帯のための条約案」―をアルゼンチンのはげしい反対にあって会議以前にとり下げたことについては前節でふれ

た。会議ではリージョナリズム・グループのなからこれと同様の提案がなされた。中米諸国が共同で提出した「米州連帯・協力条約案」<sup>(12)</sup>とブラジルの「米州集団安全保障条約案」<sup>(13)</sup>である。全米州国はその一国にたいする大陸外国からのいかなる権利侵害をも自国への侵害とみなし共同の対応をなす、諸国外相はその対応手段についてすみやかに意見の一致をみるというのが中米諸国案第二条である。この条項の原型はガテマラが一九三四年の中米諸国会議に提出しさらに一九三五年末に米国政府に提示していた「米州諸国間の協力・連帯に関する一般条約案」<sup>(14)</sup>の第四条である。ガテマラは米国政府と連携し、中米諸国をまとめあげ、コロンビアなど他のリージョナリズム・グループの国と緊密な連絡をとっていた。<sup>(15)</sup>また、ブラジル案第三条は、米州の一国の安全保障、領土保全、政治的独立が非米州国によって脅威をうける時全米州諸国は共同防衛について連絡をとるという内容である。ブラジルはこの年の四月にこの案を米国政府に打診していた。<sup>(16)</sup>米国政府は同年秋にかけての交渉で同案が米国政府の意図に沿ったものであるとして、ブラジルの側から会議に提出することを求めている。<sup>(17)</sup>このように、米国政府はガテマラ、ブラジルとの交渉をつづけるなかで自国案をとり下げたのである。こうして、米州外からの直接的間接的攻撃・侵略にたいする共同防衛システム設置の企図は米国—中米諸国—ブラジルの連係プレーで会議にもちこまれた。もともと、ブラジルはアルゼンチンの反対が強いのをみて、この案を事務局に提出した後議事録に掲載されることだけで満足して委員会の討議資料として各国代表に配布されることは断念したから、<sup>(18)</sup>ブラジル提案の意味は南米の大国ブラジルが米国と同じ立場に立つことを会議の参加国に間接的に示すことであつた。したがって、会議では中米諸国案のみが第一委員会で正式に討議された。

すでにふれたように共同防衛システム設置を説得するためにローズヴェルトやハルは米州外からの脅威の存在を米州諸国にうったえた。では、中米諸国やブラジルが「脅威の認識」を米国と共有していたのだろうか。アルゼンチンを中心とする諸国はどうなのだろうか。前者が共同防衛案を提出し、後者がそれに反対したという結果から推測だけでなくこの問題を若干敷衍してみよう。もともと、ラテン・アメリカ諸国の全てにわたってこの点を厳密かつ実証的に確定するのは不可能にちかい。これまでの研究でもこの点への言及はきわめて簡単であり、多くが上記の「結果」からの判断である。またこの問題は後節でふれることにも関連する。それゆえ、ここでは米国との対比という観点から以下の論をすすめるうえで必要なかぎりにおいてふれよう。

まずユニバーサルイズム・グループ諸国が「脅威の認識」をもっていなかったことは多くの論者の一致して指摘するところである。これら諸国が会議で米州外からの脅威にふれることは全くない。なかでもアルゼンチン外相ラマスは、H・F・ピーターソンによれば、ローズヴェルトらとちがって「ヨーロッパの独裁者の行動にほとんど脅威を感じていず」、J・L・ミーチャムによれば米国代表が「ヨーロッパからの攻撃」を示唆するのたいしラマスはそれを単なる「想像上の産物」だとして非難した<sup>(20)</sup>。のちにみるような会議における彼の多くの発言は、このような解釈を十分に補強するものである。実際、米代表フエンヴィックによれば、非公開首脳会談においてラマスはヨーロッパからの攻撃という「仮定」に言及すべきでないことを強調した<sup>(21)</sup>。ラマスの非難は「多くの国の見解を反映したものである」であり、ユニバーサルイズム・グループを代表するものと思われる。たとえばウルグアイではヨーロッパで大戦が勃発して以降も、独伊が「ウルグアイを武力で侵略しつつあるわけではないだろう」というのが一

般的な受けとめ方であった。<sup>(23)</sup>

一方、中米諸国は実際に脅威を認識していたという論者が多い。O・E・スミスは国際連盟から脱退している中米・カリビア諸国は大陸外からの脅威を感じており、国際連盟ではなく米州システムで集団安全保障を図りたいと考えていたという。<sup>(25)</sup>「Survey 1936」もこれらの諸国が米国の隣国としての安全保障の一層の拡充を希望していたとしている。<sup>(26)</sup>たしかに機能マヒにおちいった国際連盟にたいするこれら諸国の失望は大きかった。<sup>(27)</sup>ガテマラ代表は中立問題を扱う第二委員会の席上、「今や火山のクレターの上にあるヨーロッパ」の情勢を考慮すべきだと強調した。<sup>(28)</sup>エル・サルバドル政府は共同防衛提案をめぐる会議前の米国政府との交渉のなかで「エチオピアの現状は全ての小国の注意を引くに十分な教訓を提供している。エチオピアの運命はヨーロッパが三、四の強国に支配され、それらの間で容易に了解がついて征服の途にたばあいが起るかを示している」と言った。<sup>(29)</sup>しかし、このようなヨーロッパ情勢自体の把握は当時の政治指導者にとっていわば当然のことで、アルゼンチンのラマスでさえロズヴェルト書簡を受けとった直後の駐米大使への訓命のなかで、米国との交渉にあたっては「現下の世界情勢の下ではヨーロッパ問題を考慮しなければならぬ」と指示し、エチオピア問題に言及している。<sup>(30)</sup>問題は、そのようなヨーロッパ情勢から共同防衛システム設立をもって対処しなくてはならないほどの脅威をこれらの諸国が受けとっているかどうかである。ここまできると否定的に考えた方が妥当である。なるほどブラジルはヨーロッパに對面する広大な海岸線を持ち、中米・カリビア地域は世界軍事戦略上の要衝である。しかし、アルゼンチンもまた大西洋岸に同じように広大な海岸線を持つし、チリは太平洋岸においてそうである。また、中米・カリビア地域が



「要衝」にあたるのはヨーロッパの強国にとってではなく直接には米国にとっての「要衝」であり、しかも米国の同海域を対象とする軍事戦略が展開されはじめるのは一九三八年である。実際、ニカラガ外相の語るところによれば、ニカラガ政府の真の関心事は「国際平和の問題ではなく国内の革命闘争」であり、武力で権力奪取した政権は承認しない原則を会議で採択してほしいと米国政府に要望している。<sup>(31)</sup> エル・サルバドル、ガテマラも同様で、重要な国内問題であった。しかも両国の時の政権に対立するのは独伊の影響下にある勢力ではなく、逆に彼ら言うところの「共産主義」勢力であり、両国代表はそれを駆逐するための行動が会議で認められるように努力せよとの訓令を受けていたのである。<sup>(32)</sup> こうして、スペイン内戦へのラテン・アメリカ諸国の関心も、内戦が外国勢力と結びつく段階になると急速にうすらいだし、<sup>(33)</sup> この問題が会議で主要な考慮の対象になることはなかった。神聖同盟諸国によるスペイン干渉が独立後間もないラテン・アメリカ諸国に「再征服」のおそれを抱かせ、米国のモンロー宣言に对应させていった時代と状況は全くちがっていた。ヨーロッパ問題へのラテン・アメリカ諸国の関心は一般的情勢把握の段階にとどまり、「ヨーロッパの国との現実の衝突・対立はなく、ほとんど不安を抱いていなかった」<sup>(34)</sup> と考えるのが妥当である。

以上のことは、世界情勢の危機的進展が米国にたいしてもつ意味とラテン・アメリカ諸国にたいしてもつ意味とが当然に異なるという観点から整理すべきであろう。米国にとってハルの言う「ミリタリズム勢力の脅威」とは、まず第一に、自由貿易体制を中核にした米国の望む世界体系自体にたいする最も鋭い脅威であり、第二に、それが世界各地でのより、実際の経済競争における最も攻撃的な相手であることであり、そして第三に、この二つと

重なり合つてその勢力が米国と政治的に敵対しつゝある特定<sup>(35)</sup>の「反民主主義勢力」であることであつた。前節でふれたように(また後節で補完するように)、米国の共同防衛提案は第二のプロジェクト―常設の地域紛争処理システム設置案―と対になつて、一面ではこの三つの脅威に対抗すべく米州諸国に求めたものであつた。つまり、第一に、世界秩序をめぐる闘争における支持基盤としての政治的ブロック化、第二に、ラテン・アメリカにおける経済競争を有利にすすめる前提としての政治的ブロック化、そして第三に、特定<sup>(36)</sup>の「反民主主義勢力」とラテン・アメリカ諸国のナシヨナリズムの連携防止の機能をはたす政治的ブロック化であつた。したがつて、米国にとつての「脅威」とは米国の基本的にユニバーサルな利害状況にたいする脅威であり、米国の地域システム拡充の意図は米国のユニバーサルな(あるいはグローバルな)「利害関心」の反映である<sup>(36)</sup>。いいかえれば本質的にユニバーサルな利害関心充足のための「手段」としてのリージョナリズムである。

これにたいし、ラテン・アメリカ諸国は米国と同種の利害関心をもちえない。メキシコはのちにふれるように独自の立場から地域システム拡充に積極的な役割を果すが、カルデナス大統領に近いメキシコ労働同盟事務局長の次の談はこの点を如実に示している。「チャコ戦争が続いている時でさえ他の諸国にとつてさし迫つた危険があると考へられていなかった。それなのにチャコ戦争が終つた今になつてローズヴェルトはこの大陸の平和にたいする危険を見出している。われわれ諸国民の平和にたいする脅威と彼が言うものは一体何であらうか。それはわが半球の外部、ヨーロッパやアジアの出来事である。そしてそれが経済復興を求めあるいは世界市場における権益の維持拡大を求める帝国主義勢力間の戦争であることを誰でも知っている。」第一次大戦の時もそうであつたように、「新

しい戦争が近づくと米国はそれにたいする準備をわれわれに促すことよって、豊かで手つかずのわが地域における地位と影響力を強化しようとする。」つまり、ラテン・アメリカ諸国は世界秩序維持・設立の主体ではありえず、むしろその下での大国間パワー・ゲームの客体である。世界の他地域における経済的・政治的対立はラテン・アメリカ諸国に直接関連するものではない。経済競争がラテン・アメリカに及ぶ時にも、ラテン・アメリカ諸国にとつての主たる意味は経済的従属の相手方の選択である。また、独伊と米国との間にはさまれて複雑な政治的問題が生じるのは、A・フライの実証的研究が示すように一九三七年以降であり、しかもそれは中米諸国においてではなく、国内に多数の独伊系住民をもつ南部南米諸国においてであった。<sup>39</sup>そして、このばあいにも米国のように独伊の政治的影響力に米国のように「原理的」に対決しえ、また対決することが国内政治上主要な意味をもつ国はなかった。ラマスが会議の開会演説で述べる考えによれば、ラテン・アメリカ諸国における政治的問題に影響を与えるのは独伊勢力ではなく、「経済発展の低さ」<sup>(40)</sup>であった。こうして、ラテン・アメリカ諸国の多くの新聞が「米国は狼が来た」と叫んでいる」と書くのである。<sup>(41)</sup>

以上のように考えると、ラテン・アメリカ諸国は、中米諸国、ブラジルでさえハルが会議の一般方針演説でなしたうったえかけ―「ミリタリズム勢力がやがてわれわれ全てに直接的インパクトを与えるのは避けられないことである。この明白な事実を無視するとしたらわれわれは常識を欠いているにちがいない」<sup>(42)</sup>―にそのまま呼応するほど急迫せる米州外からの脅威を認識していたとは考えられない。したがって、中米諸国、ブラジルの共同防衛案提出を説明するのには「具体的脅威の認識」ではなく何か別の要因を設定するのが妥当である。それはまた世界情勢の

危機的進展にたいして中米諸国、ブラジルと大同小異の把握をしていたであろうアルゼンチン・グループがなにゆえに共同防衛案に反対したのかを説明するものでもなければならぬ。問題を共同防衛という特定の内容をもつものではなく地域システム一般にたいする各国の態度に移し、以下両グループの対立のありようをおつてみよう。

前節でふれたように米国政府は二つの自国案に盛り込まれた地域システム拡充をねらつて「具体的脅威」の認識を迫るとともに、地域システム拡充の前提として米州諸国の「われわれ意識」あるいは「利益共同体意識」にうったえかけた。これにもっともよく応えたのが中米諸国であった。これらの諸国の代表は会議における多くの演説で全米州諸国が「連帯」すべきことをさまざまな形で主張する。その文脈は次のようなものであった。まず、全米州諸国の「われわれ意識」にとつて模範となりその中核となるべきものは、中米諸国間の「精神的絆」とそれを基にして「一致した崇高な理念」の達成に向う態度である。<sup>(43)</sup> 実際これら諸国の「精神的絆」は独立当初からの歴史をもち、幾度にもわたる中米諸国会議のなかで強化されてきた。二年前の一九三四年には第七条に「中米の人々はその居住する国が異つても外国人とはみなされない」という象徴的文言を書きこんだ中米友愛条約<sup>(44)</sup>によってその絆を再確認したばかりである。しかも一九〇八年から一〇年間は、裁判所の管轄権を事後的範囲では締約国間の全てに及ぼし、主体的範囲では個人が一方の当事者である事件に及ぼすという理想的紛争処理システム——中米司法裁判所——をもつたことは、まさしく彼らの誇りうる「崇高な理念」の達成であった。この中米諸国間の「連帯」は、文化・言語において同根をもつ「イスパノ・アメリカ」あるいはブラジルをふくめた「ラテン・アメリカ」に拡大さ

れる。この拡大の論理はイスパノ・アメリカニスムの運動の歴史のなかに展開されてきた。そして、この時期に「連帯」が米国をふくめた全米州国にまで拡大されるテコとなるのがローズヴェルトの善隣政策を「大きな満足と歓喜をもってむかえた」<sup>(45)</sup> 中米諸国の米国にたいする態度であった。

米国の新しい政策にたいする好意的評価は中米五か国に限定されず、長い間米国の完全な勢力圏に組みこまれてきたカリビヤ海域諸国にもあてはまる。パナマ代表にとって自己の「樂觀主義はきわめて明白な根拠をもつ。」それはパナマが「北米との間にもってきた特殊な関係に照らしてみても、ローズヴェルト大統領によってはじめられた政策は卒直で決然としたものである」からであり、それゆえに「北米の人民とこの大陸の他の国の人民との間に和解しえない対立は存在しない」<sup>(46)</sup>。こうして、ホンジュラス代表は、アメリカの中央に位置し四つの姉妹国に囲まれたホンジュラス共和国の名で「北米と南米が白手袋で握手を交し、未来への道を真摯に歩みはじめた」<sup>(48)</sup>ことを高らかに宣した<sup>(47)</sup>。この文脈は会議前のリージョンナリズム・グループ間の交渉においても展開され、前記した共同防衛条項をふくむ中米諸国の「米州連帯・協力条約案」の前文に、「連帯を維持せしめる大陸的利害の存在、……共通の利益を守るための道徳的結合としての汎米主義、……全ての非大陸的紛争に際しアメリカの連帯の原則を確立する必要性……」として書きこまれた。キューバ代表の述べる如く、共同防衛その他のための「協議は連帯を前提とし、共通の道徳的基盤に依存している」<sup>(49)</sup>のである。それゆえにこそ「共同防衛」を核心とするプロジェクトの名称は「連帯・協力」条約なのであった。ブラジル代表は「世界的機構がその創設の理念を実現できないことが分ったら、われわれは誤まることなく現下の世界情勢の下で正当化されうる大陸的制度を考えるべきである」<sup>(50)</sup>とし、中米共同

案を採択して「パン・アメリカニズムの証拠を示してほしい」<sup>(51)</sup>と迫った。また、エル・サルバドル代表は「アングロ・サクソンとインド・ラテンの相互理解」の一層の促進のためにとその提案理由を示した。<sup>(52)</sup>こうして、「連帯」を基礎にし、しかも「連帯」を一層強化するためにリージョナリズム・グループは多くのプロジェクトを提出するのである。

一方、アルゼンチン大統領A・P・フストの開会演説と外相ラマスの歓迎演説は会議の冒頭から中米諸国の熱意に冷水を浴びせるものであった。彼らとて米州会議をまさに開催せんとする演説においては儀礼上「連帯」にふれざるをえない。しかしその論の核心は中米諸国のそれと大きく異なるものであった。フストは、今では有力なリージョナリズム・グループの一員であるブラジルが三〇年前の会議では現在のアルゼンチンと同じ立場を表明していたことに言及しつつ、ヨーロッパがラテン・アメリカ諸国の精神的・文化的母国であることを強調し、アルゼンチンらにとってはヨーロッパ諸国との経済的関係こそ主要であるとした。それゆえ、「会議でこれからはじめられる作業がこれら諸国の経済的・政治的生活を規定する世界的規模での相互依存の状態を認識することに失敗すると考えたり、会議でとられる行動が旧世界諸国との長年の結びつきを変えようと考えるのは不可能である。これこそ不変のアルゼンチン・ドクトリンである。……敵対的な大陸グループを形成する意向は全くない。」「米州諸国はヨーロッパにたいして開かれているのが望ましい」のであった。<sup>(53)</sup>またラマスは、「その精神の共同体」を育成せんと努めてきたが、「しかし、長い間に我々の……経済的・政治的発展をかくあらしめてきた多くの条件のちがいがあるところを忘れてはならない」と主張した。むしろアルゼンチンにとって「旧世界諸国の経済と新世界諸国の経済との関係

の要点をおさえることがきわめて重要である。」それゆえ、この相互依存の世界にあっては平和の維持の問題について、「その地平線を限定して考えることができないことにわれわれは思っていたそう。……われわれは米大陸の孤立を考えることはできない、そうすれば同じ地球に住んでいないと認めてしまうことになるから。」<sup>(54)</sup> ラマスは開催国外相として会議の議長となった。直前まで国際連盟で活躍し、チャコ停戦の主導と彼の名を冠した不戦条約によって会議開催中にノーベル平和賞を受賞し、やがて国際連盟の総会議長になる彼は、米州会議の議長としてよりむしろ「世界市民」<sup>(55)</sup>として会議を司会する。ある代表から「アルゼンチンはアメリカの頭であり同時にヨーロッパの尾たらんとしている」と評されるゆえんである。<sup>(56)</sup>

ハルの演説は米州のことより「世界」のこと、就中、世界情勢の危機的進展を語り、そのゆえに地域システムの拡充をうたった。これにたいし、フストとラマスはやはり「世界」のこと、就中、世界的規模での相互依存について語り、しかし逆に「大陸的孤立」をまねくような地域システム拡充に反対する。そして中米諸国代表は「世界」のことを語らず「米州」のことについて語り、またそれゆえに、地域システム拡充を意図した。前記したように米国の利害関心は本質的にユニバーサルであった。アルゼンチンの利害関心もまた、米州の「連帯」ではなくヨーロッパとの絆を強調することにおいてユニバーサルである。中米諸国はその共同案前文で米州諸国間の「共通の利益」の存在を「連帯」の前提としている。少なくとも中米諸国はアルゼンチンのように「ヨーロッパとの絆」について語らず、アルゼンチンの側からそれをアンチ・テーゼとしてもちださねばならなかった程度に彼らのリージョナルな利害関心は「テーゼ」であった。ここで次のように図式化できよう。すなわち、米国はユニバーサルな利害

関心のもとで「手段」としてのリージョナリズム―地域システム拡充―を指向し、アルゼンチンはユニバーサルな利害関心―当然米国とは別種の―から逆に地域システム拡充に消極的、つまりユニバーサル指向であり、中米諸国はリージョナルな利害関心からリージョナリズムに向う。この図式は多くの論点を捨象したものであるが、重要なのは、利害関心―手段の関係において三者が互いに異なることである。この点をおさえたいので、リージョナリズム・グループの提出したプロジェクトをめぐる討論をみてみよう。

まず、会議で採択することになるであろう平和維持のための米州司法システムに関する条約を非大陸諸国に開放すべきと考えて会議の作業を進めるかどうかをめぐって議論は白熱する。この問題についての原案作成図であるヴェネズエラは「米州諸国はその特殊な事情から領土の現状維持その他のように複雑微妙な問題について米州以外で責任を負いたくない<sup>(57)</sup>」との理由で、原則として非アメリカ国への開放には賛成できないとし、署名国が一致して認めるもののみ開放されるとする案を提出した。中米諸国及び米国は「純粋に米州的な問題」に関するものは開放すべきでない<sup>(58)</sup>とこれを支持した。これにたいし、チリ代表は「国際法は一つで、地域ごとに適用される特殊な国際法などは存在しないと信じる<sup>(59)</sup>」から、この会議で署名されることになる条約の類は他地域の諸国の加入を前提とすべきだとした<sup>(60)</sup>。アルゼンチン代表も、開放しなくても法的には問題ないが、より重要なことを考えなくてはならない、「アルゼンチンは常にユニバーサリティの原則を支持してきた。……ヨーロッパの法と異なる米州国際法が存在するという論議はすでに昔話になっている。……地域的な法を唱導することができないのは、そうすればロビンソン・クルーソーの大きな島をこの世界の中につくることになるからである。……チリ・ドクトリンこそ妥当なも



のであり、それはまたユニバーサリティを唱えるアルゼンチンのドクトリンでもある」と述べた。<sup>(61)</sup> ラマスは會議に提出したアルゼンチン案のうち主要なもの七つの原型である総合プロジェクトをこの年の春に發表しているが、その中では中米諸国が連発する「Americas」なる言葉を使用せず、提案理由では全世界の加入をめざすことを強調し、會議に提出した各案に「開放」を付している。<sup>(63)</sup> もっともアルゼンチン代表も米州に独自の問題が存在することを全く否定するわけではない。しかし、米州の特殊性は積極的に加入の制限によって維持すべきものではなく、「加入の自由」<sup>(64)</sup> によって自然に保たれるものだと考えた。こうして、条約の開放という「形式」を論議するなかで、自国の主張する形式にふさわしい「実質」<sup>(65)</sup> のみ支持を与えるものであることを明らかにした。「パン・アメリカニズムを水割りにして世界システムの中に解消してしまおう」としたのである。ラマスは自国の政府文書のなかで、アルゼンチン案がいかにユニバーサリティに考慮を払ったものであるかをわざわざ一節を設けて開陳した。<sup>(66)</sup>

「國際法は一つしかないというチリ代表の發言の趣旨は分るが、現実に目を閉じるべきでない」としてパナマ代表が「実質」の審議を要求したのが米州常設國際司法裁判所設置問題であった。<sup>(68)</sup> つまり、「われわれはヨーロッパに存在しない特殊な問題をかかえており、その問題をわれわれの経験、實際をよく理解する裁判所によって解決することが必要なのである。」<sup>(69)</sup> 中米諸国は連名で長い理由書を作成し、中米司法裁判所の経験を誇り、これまでの米州會議で同様の案が提出された経緯にふれた。<sup>(71)</sup> エル・サルバドル代表は「ハーグは遠い終点である。われわれの間の紛争は速やかで有効な行動を必要としている」と述べた。<sup>(72)</sup> しかしウルグアイ代表は言う。「文化的經濟的關係から考慮せねばならない別の事情がある。何度も繰り返すのはたしかに不快なことだが、米州諸国とヨーロッパ大

陸との間は強い絆で結ばれており、しかもわれわれのうちいくつかの国はアメリカ大陸よりもヨーロッパ大陸との間により緊密な絆をもっている。たとえばラ・プラタ川流域諸国はいくつかのヨーロッパの国との間に量的にも質的にも高度の文化的経済的關係をもつから、多少ともベールにつつんだ方法であってもそれらヨーロッパ諸国との關係を断つように義務づけ、その結果本国が報復措置の犠牲になるやもしれぬようなシステムにかかるが、加わることはできない。<sup>(73)</sup>この発言はもとは會議の會報にウルグアイの基本方針として掲載されたものである。ウルグアイ代表は、米州よりもヨーロッパを選択するというユニバーサルな利害関心とその選択を阻害するような地域システムに反対するというユニバーサルイズムの政策とが印刷されたこの會報を會議の随所で読みあげるのである。實際ウルグアイ、アルゼンチンの提出する紛争の平和的処理システムに関するプロジェクトは國際常設司法裁判所への送付を前提とするものであつた。<sup>(74)</sup>

會議の六つの委員会に正式に受理された各国プロジェクトは総数八七にのぼりそのほとんどがなんらかの形で地域システムに関連するものであるが、そのなかでもっとも包括的なものがリージョナル・グループから提出された。ドミニカ、コロンビアがそれぞれ提案したいわゆる米州國際連盟創設案<sup>(75)</sup>であり、両国は會議前から支持を求めて活発に活動してきた。<sup>(76)</sup>それは米州諸国間の紛争の司法的解決システム、更に司法的解決にとどまらず幅広い問題についての政治的協議機關、加うるにドミニカ案にあっては米州外からの攻撃にたいする共同防衛システム、これらの機能を兼ね備えた機構を設置しようとするものであつた。ドミニカ代表は、長い歴史の中で中米諸国が示し、しかも全米州諸国にたいして求めてきた「連帯」の最終目標がこれであるとし、三年前のモンテビデオ汎米會議に

おいてもエル・サルバドルが同様の提案をおこなったことに注意を喚起した。<sup>(77)</sup> 彼によれば、経済的利害のみを扱うパン・アメリカン・ユニオンはいつてみれば「有限会社」であり、両案の目的は「全大陸諸国の連合という政治的絆の創設」<sup>(78)</sup>であった。「連帯」の具現は、合名会社でなければならぬというわけである。ユニバーサルイズム・グループの反対を予想してコロンビアは自国案に国際連盟との協力条項を書きこんでおり、ドミニカもまた国際連盟の機能と両立することを主張した。しかしコロンビア案の協力条項にしてもきわめて抽象的なものであり、米州連盟ができればこの地域機構をまず第一に活用しようと考えていることは明らかであった。ガテマラ、コロンビア間の往復書簡の中で、コロンビア大統領は「国際連盟に問題をもちこむばあいに二重の行動を留保できる」とし、ガテマラ大統領は「世界協力という崇高な目的のために創られた国際連盟がその目的を果していないために生じたと考えられる出来事を見るにつけ、ジュネーブにたいし機会あるごとに行動を調整し共同戦線をうち出せるような恒久的地域機構の利益を考えてみるのが望ましいと思われる」<sup>(79)</sup>と述べていた。

中米、カリビア諸国は陸続と支援の論陣を張るが、ユニバーサルイズム諸国の反対もまた激しかった。「米州諸国はヨーロッパにたいして開かれているのが望ましい」としたアルゼンチンに唱和して、ウングアイ代表は「わが国の幅広い国際的指向性を考えればパン・アメリカニズムは全世界諸国間の高度の理解に到達するという……窮極的目的のいわゆる一里塚であることを否定するかのよう……われわれが大陸ブロックの存在を認めることは不可能である」と述べ、平和のための機構は「柔軟なパン・アメリカニズム」に基づくものでなければならぬ<sup>(80)</sup>とした。

実際ウングアイは一九三三年のモンテビデオ会議では国際連盟職員<sup>(81)</sup>の会議参加を画策していた。ラマスは自らの総

合プロジェクトの前文に国際連盟非加入国との協同をうたい、フストは開会演説で国際連盟の尊重を唱えていた。<sup>(82)</sup> やがて、アルゼンチンは国際連盟との協力を勧告する決議案を提出する。<sup>(83)</sup> 「ラテン・アメリカ諸国は国際連盟に絶望しかけていた」<sup>(84)</sup> のも確かであろう。しかし、ユニバーサルイズム・グループにとって国際連盟は今なおそのユニバーサルな利害関心とユニバーサルイズムの政策の象徴であった。まさしく「遠い南部諸国は……国際連盟の義務と衝突しないことを注意深く見守っていた」<sup>(85)</sup> のである。「連帯」の存在を前提としたコロンビア代表は米州連盟創設問題は「政治的に熟して」おり、技術的問題を残すだけだから検討のために専門家委員会を設置するように主張したが、アルゼンチンにとって問題は当然技術的なものではなかった。問題はいまだ「未成熟」であり「われわれがそれを成熟させなければならず、……法律家はそのあとで問題を整理すればよい」<sup>(86)</sup> のであった。

両グループの対立は「中立問題」にまで及んだ。チリの中立に、かんする提案<sup>(87)</sup>、そしてラマスの総合プロジェクトは他の国際協定に充分な考慮を払いつつ締約国間に共通の中立規定を考えようとするいわば一般的なものであった。これにたいしペルーの提案は対象となる戦争を、米州外の諸国間、米州国と非米州国間、米州国間の三つのばあいに分けている。共通の分類基準はいうまでもなく米州国と非米州国の区別である。ガテマラ代表はペルー案を支持している。「米州諸国間には互いを結びつけ同じ運命をたどらせる共通の利害が存在する。……したがって世界的局面での中立の原則と米州の姉妹国間に適用されるべき中立の原則との間には差異がありうるし、またあるべきだ。……この大陸諸国の開発・発展のためには通商経済上の利害がきわめて重要であろう。しかし他面においては、純粋に通商経済上の利害とは異なる別の利害がある。すなわち道徳律である」<sup>(89)</sup> ウルグアイ代表は「われわれとヨ一

ロッパとの分離を強調するのは文化的経済的見地からみてわが大陸の全般的発展に反対し、それを妨害することに「なる」ことを繰返し、孤立した「道徳律」に反対した。ウルグアイにとって米州国と非米州国の区別といった基準など「本来ありえない。」そのような基準を導入すれば、「アメリカ国は他のアメリカ国との間に多かれ少なかれ無条件的な結合をもたねばならなくなる。」また中立についての世界大の規定に加入しているものにとって「大陸的」の基準をもうけられるのはこまるといふ實際的理由もあり、この点は国際連盟に加入している米州国の全てにあってはまるはずだとした。<sup>(90)</sup> 彼はウルグアイ代表として自国の立場を明確に打出さざるをえないから、第二委員会の報告委員を辞めさせてくれるか、反対の立場にある少数派の委員として認めてくれるかのどちらかにしてくれるようにと申出させた。

これら四つのプロジェクトをめぐる対立のありようから、筆者が最初にふれた中米諸国共同案―そしてこれは多くのプロジェクトの中でも討議に最長時日を要し、議論が最も激しいものであるが―の性格が分ろう。ガテマラ代表が「それが正確にはヨーロッパ国であるかどうかは分らない。とにかく非米州国であれば充分だ。……もし米大陸の一員が大陸外国の攻撃を受けた時われわれは手をこまねいているのか。大陸的連帯を見出せないであろうか<sup>(91)</sup>」と迫り、自国案を取下げたブラジルが「中米諸国の動議に賛成票を投じるのは……まさにそれが全米州国のそれぞれが他の米州国への攻撃を自らの攻撃と考える旨を宣言しているからである<sup>(92)</sup>」と支援した共同防衛システム設置の企図は、さし迫った脅威を認識することから直接主張されたものではなく、いふなれば予備的なものであった。それは、「共通の利害の存在＝連帯」を核に、世界情勢の危機的進展と米国の意図とを触媒とし、「真にわれ

われの循であり旗であるパン・アメリカニズム(傍点筆者)<sup>(98)</sup>具現の一形式として企図されたものである。そしてアルゼンチン他の反対もまた明らかであろう。アルゼンチンにとって集団安全保障システムの有効性は「そのシステムが採用する手段のユニバーサルな性格にかかっており」、米州の「一国への攻撃を自国への攻撃とみなす」という誓約をふくまない方式が考えられるべき<sup>(95)</sup>なのである。ヨーロッパとの関係からモンロー・ドクトリンの汎米化は容認しえないのであった。<sup>(96)</sup>

以上述べてきたことから、米国案へのラテン・アメリカ諸国の対応の一つの側面は—それがもつばら非公開会談の席上にかあらわれなかつたものであつても—明らかであろう。第一に、中米諸国を代理人として示した共同防衛システム設置の意図にリージョンナリズム・グループは当然支持を与えた。一方、アルゼンチンを中心とする諸国は米国の要求に従つてヨーロッパに「敵」を認知することをその「利害関心」のゆえに拒んだ。<sup>(97)</sup>米国の「敵」であつても彼らの敵ではなかつたのである。ローズヴェルトは他大陸に害を及ぼす意図のないことを何度も繰返したが、それにもかかわらずラマスはヨーロッパにたいする「直接的な挑戦」となるのをおそれたと米代表フエンヴィックは報告している。<sup>(98)</sup>第二に、常設の外相委員会を中核とした「自己完結的」な米州諸国間紛争処理システムを設けようとする米国のリージョンナリズムの主張に、中米諸国、ブラジルはこれまた当然に支持を与えた。ユニバーサリズム・グループ、なかでもアルゼンチンは米案の修正すべき個所の一覧表、さらにはアルゼンチンの側の対案を作成し、それを非公開会談の席上で示した。<sup>(99)</sup>定期的会合をもてば国際連盟のほか別に別のアメリカン・リーグをつ

くると同じことになる」とし、會議の成果に純粹にユニバーサルな性格を与えるため「米州的性格を除去すること」を要求したのである。<sup>(10)</sup>米代表ウェルズが、ラマスは「アルゼンチンにとってヨーロッパとの絆が圧倒的に重要で、ブラジルを除く他の米州国との関係は全て二義的なものにすぎないとするアルゼンチン流の考え方の典型的唱導者である」と評し、ハルが「彼の目は躍動する汎米的理念よりも死に絶えつつある國際連盟の方に注がれていたようだ」と憤激するところであった。第三に、ユゾバーサルイズム諸国は自国の中立法を汎米化しようとする米国の意図にたいして、國際連盟規約によって認められたユニバーサルな中立規定と異なるものは受容できないとした。<sup>(11)</sup>

本項ではまず、ラテン・アメリカ諸国のなかに二つのグループの対立があつたことを一般的な形で指摘した。この會議において両グループが地域システム拡充にたいして示した態度は、パン・アメリカ運動の消長と共に強弱の変化はあつたが、いふなれば過去からの継続であつた。中米諸国についてはすでに示唆してきたし、アルゼンチン、チリ、ウルグアイなどが第一次大戦中、米国の圧力にもかかわらず中立を貫き通した一事からもそれが分る。しかし重要なことは、この対立が、米國が善隣政策をすでに出発させており、この會議にその集團安全保障政策をもち出したことよつて一挙に爆発したことである。そして尚更に重要なことは、リマ會議を經、戦中今まで続くこの時期の対立が實質上最後の対立であつたことである。もっともこの点は筆者が序言において示した仮説――勢力圏の最終的確立過程――に対応するものであるから、ここではやはり「仮説」としておくのが妥当であらう。

また本項では地域システムにたいする両グループの態度をもたらしした要因として、もっぱら「内向きか外向きか」

あるいはヨーロッパとの関係の強弱を基準にした——しかも各代表の言葉のままに——利害状況を設定してきた。そして、とりあげた各国のプロジェクトの示す地域システムの内容については、それが世界的システムでないという当然の特徴にのみ関連する側面を問題とした。そこには二つの問題が残されている。第一に、ラテン・アメリカ各国の利害状況はヨーロッパ諸国との関係によってのみ規定されるのではなく、米国との関係によってもまた規定される。各国の利害関心は、それぞれに個有的・国内的条件を前提とし、ヨーロッパ・ラテン・アメリカ・米国の三角形のなかで決定される<sup>(14)</sup>。したがって、地域システムにたいするラテン・アメリカ諸国の態度を分析するためには米国家への対応を規定する利害状況のうち——中米諸国に関しては若干ふれてきたが——「対米国」の基準を導入しなければならぬ。これまで意図的にふせてきたが、リージョナリズム・グループのなかからも米国の中立提案への反対は出てきたのであり、逆に米国はリージョナリズム・グループの出した米州司法裁判所、米州国際連盟の両提案にそれが米国の意図を超えて、地域システムを拡充するものであったため反対したのである。この点を明らかにするために、各国家の企図する地域システムが世界システムでないという一般的性格からではなく、もっぱらそれが米国にたいしてどのような意味をもつかという観点から検討されねばならない。対米国の基準を導入することによって、米国、リージョナリズム・グループ、ユニバーサルリズム・グループの三者が三様に利害状況と手段との関係において異っていることの意味をより厳密に把握しうるであろう。またそこにはリージョナリズム・グループ、ユニバーサルリズム・グループという大枠を越えた問題が浮びあがる。第二に、新しい基準を加えて、ヨーロッパ・ラテン・アメリカ・米国の三角関係のうちに利害状況を設定したとしても、それが実際はどのようなものであるか



という問題である。両グループの「手段」が過去からの継続であったから、利害状況は当然にそうである。しかし、利害状況もまたこの時期に新しい展開を見せはじめていた。たとえば、中米諸国は米国にたいする「従属の絆」のなかにあって善隣政策のもつ意味を模索中であったし、ブラジルは新しい「伯米同盟<sup>(10)</sup>」をまさに選択せんとし、そしてアルゼンチンは「英国の第六の属領<sup>(10)</sup>」といわれる「従属の絆」を更新したばかりであった。これらの状況をやや詳しく検討することは本論文の目的——米国は集団安全保障政策を開始することによって勢力圏の最終的確立を政治的側面で準備しはじめたことの証明——のために必要であろう。すなわち、勢力圏の「範囲」の拡大のために米国が断ち切ることが必要であった「南部南米諸国とヨーロッパの関係」を知ること、勢力圏の「深さ」を進化させるための土壌となった中米・カリビヤ諸国の対米関係を知ることが必要である。

次項でまず第一の問題を検討しよう。

(1) 前稿(神戸学院法学第五巻第四号)頁二〇—二二の補注(1)(2)(5)を見よ。それ以外に同種の基準をたてるものは Nerval, G., "Europe Versus The United States in Latin America," *Foreign Affairs*, vol. 15, no. 4, July 1937, pp. 637—645, Humphreys, R. A. *The Evolution of Modern Latin America* (Cooper Square, 1973, Repr.), Chapter VIII: Latin America in World Affairs.

(2) *The Public papers and Addresses of F. D. Roosevelt* (Russell & Russell, v. y.) vol. 5, p. 73

(3) またマニエン・アメリカ諸国との事前交渉のなかでも同様の説得をうけてゐる。たとえば *Ambassador in Mexico to Secretary of State*, Feb. 26, 1936, *Department of State, Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers* (U.S.G.P.O.v.y.), 1936, V., p. 8 (ZL FR)

米州集団安全保障政策の開始と二つの米州会議 (一) (威重)

(四八七) 二八五

- (4) この点では、ロンネやマホネスの回想録が憤激を満ちていふところからいふまでもなく、やがて大戦が始まり米國がラテン・アメリカ諸國を本格的に戦時体制で組みこむ時にも多くの論者はこの「ラテン・アメリカ諸國の同質性の幻想」を抱いてはならぬと警告したるものがある。たとえば Hansen, A.H., "Hemisphere Solidarity: Some Economic and Strategic Considerations," *Foreign Affairs*, vol. 19, no. 1, Oct. 1941, pp. 12—21, Staley, E., "The Myth of the Continent," *Foreign Affairs*, vol. 18, no. 3, April. 1941, pp. 481—494.
- (5) President M.H. Martinez to FDR, Feb. 12, 1936, *The Royal Institute of International Affairs, Documents on International Affairs* (Oxford U.P., v.v.), 1936, pp. 556—557
- (6) President R. Trujillo to FDR, Feb. 11, 1936, *ibid.*, p. 556
- (7) President I. Ubico to FDR, Feb. 13, 1936, *ibid.*, p. 557
- (8) President A. López to FDR, Feb. 18, 1936, *ibid.*, pp. 554—556
- (9) President A.P. Justo to FDR, Feb. 12, 1936, *ibid.*, pp. 549—550
- (10) President A. Alessandri to FDR, Feb. 22, 1936, *ibid.*, pp. 550—554
- (11) President G. Terra to FDR, Feb. 15, 1936, *ibid.*, p. 558
- (12) 藤村文彦『Inter-American Conference for the Maintenance of Peace, Proceedings: Sterographic Reports (Buenos Aires, Imprenta del Congreso Nacional, 1937), pp. 220—221 (附録 Proceedings)』
- (13) 藤村文彦 *ibid.*, pp. 215—216
- (14) 藤村文彦 Guatemala, Secretaría de Relaciones Exteriores, Aporte de Guatemala a la Solidaridad y Cooperación Interamericanas (Gobierno de Guatemala, 1942), págs. 9—11
- (15) *ibid.*, págs. 18—28
- (16) Ambassador in Brazil to Secretary of State, Apr. 6, 1936, FR. 1936, V. p. 14

- (17) Giffin, D., *The Normal Years: Brazilian-American Relations 1930—1939* (Ph. D. Dissertation, Vanderbilt U., 1962), pp. 52—54 を参照。
- (18) Expresidente de la Delegación de la Republic Argentina, Lamas, C.S., *La Conferencia Interamericana de Consolidación de la Paz* (Buenos Aires, no. p., 1938), pág. 225
- (19) Peterson, H.F., *Argentina and the United State 1810—1960* (States U. of New York, 1964), p. 392
- (20) Mechem, J.L., *The United States and Inter-American Security, 1889—1960* (U. of Texas P., 1962), p. 135
- (21) Fenwick, C.G., “The Inter-American Conference for the Maintenance of Peace,” *The American Journal of International Law*, vol. 31, April 1937, p. 203
- (22) Mechem, op. cit., p. 135
- (23) Calcott, W.H., *The Western Hemisphere: Its Influence on United States Policies to the End of World War II* (U. of Texas P., 1968), p. 357
- (24) 会議当時の国際連盟非加盟国は、ナマ、コスタリカ、ガテマラ、ニカラガ、ホンジュラス、ブラジル、そして米国であった。
- (25) Smith, O.E., Jr., *Argentina and the Program of Hemispheric Solidarity* (Ph. D. Dissertation, Chicago U., 1950), p. 91
- (26) Royal Institute, *Survey of International Affairs* (Royal Institute, v.y.), 1936, p. 812
- (27) Duggan, S. P., “Latin America, the League, and the United States,” *Foreign Affairs*, vol. 12, no. 2, Jan. 1934, pp. 281—293 を参照。
- (28) *Proceedings*, p. 258
- (29) Minister in El Salvador to Secretary of State, April 21, 1936, FR, 1936, V, p. 15

- (30) Delegación Argentina, *ob. cit.*, pág. 17
- (31) Minister in Nicaragua to Secretary of State, Sept. 10, 1936, FR, 1936, V, pp. 24—25
- (32) Memorandum by the Secretary to the Chairman of the American Delegation to the Chairman, Nov. 13, 1936, *ibid.*, pp. 30—31
- (33) Gil, E., "Repercussions of the Spanish Crisis in Latin America," *Foreign Affairs*, vol. 15, no. 3, Apr. 1937, pp. 547—553 を参照。
- (34) Shepardson, W. H. & Scroggs, W. D., *The United States in World Affairs* (Harpers, v. y.), 1936, p. 194
- (35) 拙稿「第二次大戦期における米国のラテン・アメリカ政策」(神戸学院法学 第三卷二・三号、頁一〇九—一四九を参照)。
- (36) 「孤立主義」は形態としての不介入政策を主張したのであって、米国の利害、地位がグローバルなものであることを否定したわけでは決していない。ニュー・レフトの歴史家が示すところである。また、地域システム拡充が同時にラテン・アメリカ諸国の経済的ナショナリズム自体に抑圧的機能をはたす点については前記拙稿参照。更に、Ramirez Necochea, H., *Los Estados Unidos y America Latina, 1930—1945* (Chile, Editora Austral, 1965), p. 52 は善隣政策の当初の段階から重大な脅威となってきた新しい帝国主義に対抗させる目的で全米州諸国を米国の周囲に結果させる意図があったとし、一九三三年の第七回汎米会議における米国の譲歩自体がここから生れているとしている。善隣政策が発効した時点で国際情勢がどの程度作用してきたかは論争のあるところだが、筆者は前節で詳しく論じたように、善隣政策に「内在」する論理が一九三三年以降の期間に世界情勢の進展を一因として顕在化したと考える。また、Whitaker, A. P., *The Western Hemisphere Idea: Its Rise and Decline* (Cornell U.P., 1965), pp. 154 ff は一九四〇年以降「米州協力」がとりわけ進展したが実質上はグローバリズムであったとしている。しかし、筆者はユニバーサル(グローバル)な「利害状況・利害関心」と「手投としてのリージョナリズム」を区別し、前者は一貫して継続し、後者は新しい形で一九三三年以降に打出された

考とのつらぬ。

- (37) メキシコの独特の立場は次項でふれるが、米国政府が会議開催を最初に打診したのがメキシコであり、会議開催にたいして一貫して好意的対応を示している。Ambassador in Mexico to Secretary of State, July 25, 1935, FR, 1935, IV, p. 1, 以下はカトリカス大統領の返答『Gobierno de México, Ministerio de Relaciones Exteriores, Informe de la Delegación de México a la Conferencia Interamericana de Consolidación de la Paz (Gobierno de México, 1938), págs. 9—11 参照』。
- (38) New York Times, April 30, 1936
- (39) Frye, A, Nazi Germany and the American Hemisphere, 1933—1941 (Yale U.P., 1967)
- (40) Address of Welcome by H.E., C.S. Lamas, Proceedings, pp. 651—654
- (41) Mechem, op. cit., p. 135
- (42) Royal Institute, Documents, 1936, pp. 568—569
- (43) Address of Mr. C. Ramirez (El Salvador), 2nd Plenary Sess., Proceedings, pp. 722—723
- (44) Treaty of Central American Fraternity, April 12, 1934. 条約全文は『Royal Institute, Documents, 1934, pp. 447—453』
- (45) Guatemala, Secretaria de Relaciones Exteriores, ob. cit., pág. 7
- (46) Address of Mr. Fabrega, 2nd Plenary Sess., Proceedings, pp. 719—720
- (47) Address of Mr. Bernudez M., 2nd Plenary Sess., ibid., pp. 722—723
- (48) たとえば『ガテマラ大統領のロモンビノ大統領の往復書簡』 Guatemala, Secretaria de Relaciones Exteriores, ob. cit., págs. 18—28
- (49) 1st Comm. 6th Sess., Proceedings, p. 88

- (80) Address of Mr. J.C. de Macedo Soares, 1st Plenary Sess., *ibid.*, p. 667
- (81) 1st Comm. 6th Sess., *ibid.*, p. 84
- (82) 1st Comm. 9th Sess., *ibid.*, p. 138
- (83) Inaugural Address of H. E., A. P. Justo, *ibid.*, pp. 645—647
- (84) Address of Welcome by H.E., C.S. Lamas, *ibid.*, pp. 651—654
- (85) Smith, *op. cit.*, p. 101
- (86) N.Y. Times, Dec. 8, 1936
- (87) 1st Comm. 7th Sess., Proceedings, p. 97
- (88) Project on Generalization of the Inter-American Juridical System for the Maintenance of Peace, 資料文庫 *ibid.*, p. 206
- (89) 1st Comm. 12th Sess., *ibid.*, pp. 185—186
- (90) 1st Comm. 7th Sess., *ibid.*, p. 98
- (91) *ibid.*, pp. 98—99
- (92) トルクス・ジャマカ及びパナマの代表者によるラマスの草案。Lamas, C.S., Draft of a Convention for the Maintenance of Peace (Washington, 1936)
- (93) トルクス・ジャマカ及びパナマの代表者による草案。Proceedings, pp. 192—200, 424—429, 502.
- (94) 1st Comm. 7th Sess., *ibid.*, p. 99
- (95) Paz, A.C. y Ferrarri, G., Política Exterior Argentina, 1930—1962 (Argentina, Editorial Huemul, 1964), pág. 56
- (96) Delegación Argentina, *op. cit.*, págs. 461 ff
- (97) 1st Comm. 7th Sess., Proceedings, p. 108

- (68) Project of Convention on the Establishment and Organization of the International Court of Justice, 案全文は  
ibid., pp. 233—238
- (69) 1st Comm. 7 th Sess., ibid., p. 108
- (70) ibid., p. 100—106
- (71) 一九三三年ロスタリカ案、一九二八年ロロンビノ案、一九三三年メキシコ案
- (72) 1st Comm. 7 th Sess., Proceedings p. 111
- (73) ibid., p. 109
- (74) Project of Treaty on the Prevention of Controversies, Project of Convention on Coordination of the Already Existing Inter-American Pact (Chile), Project of Additional Protocol to the General Treaty of Inter-American Arbitration of January 5, 1929, Project of Protocol Intended to Strengthen the Preventive Action of the Commissions of Conciliation (Argentina) 案全文は、ibid., pp. 238—240, 192—193, 196—200
- (75) Project of a Convention on the Creation of the League of American Nations (Dominica), Project of Treaty on the Creation of an Association of American Nations (Colombia), 案全文は、ibid., pp. 221—233
- (76) Minister in Colombia to Secretary of State, Nov. 5, 1936, FR, 1936, V, p. 26
- (77) (78) 1st Comm. 8 th Sess., Proceedings, pp. 115—116
- (79) Guatemala, Secretaria de Relaciones Exteriores, ob. cit., págs. 24, 27. 國際連盟の方でも米州會議のなりゆきを不安定なうちはがらひつゝ、Consul at Geneva to Secretary of State, May 8, 1936, FR, 1936, V, pp. 18—19
- (80) 2nd Plenary Sess., proceedings, pp. 697—698
- (81) FR, 1933, IV, pp. 36—37, 130—132, 160—161, 163
- (82) Lamas, op. cit., p. 17

- (83) Proceedings, p. 740
- (84) Duggan, loc. cit., p. 290
- (85) Travis, M.B., Jr. The Evolution of Inter-American Peace Structure (U. of Chicago, Ph. D. Dissertation, 1948), p. 463
- (86) Ist Comm. 8 th Sess., Proceedings, p. 128
- (87) Project of Convention of Neutrality, *ibid.*, p. 275
- (88) Project of Convention of American Neutrality, *ibid.*, pp. 273—274
- (89) 2nd Comm. 3 rd Sess., *ibid.*, p. 258
- (90) *ibid.*, pp. 256—257
- (91) *ibid.*, p. 258
- (92) Ist Comm. 9 th Sess., *ibid.*, pp. 144—146
- (93) エル・サルンズル代表団 *ibid.*, p. 139
- (94) アルゼンチン総合プロシキタマの調査報告 Lamas, op. cit., p. 6
- (95) Ist Comm. 9 th Sess., *ibid.*, p. 144
- (96) Address of Lamas, Closing Plenary Sess., *ibid.*, p. 799
- (97) 上の調査報告の調査 Delegation Argentina, ob. cit., págs. 115—118, 167—168 参照°
- (98) Fenwick, loc. cit., p. 203
- (99) 上調査報告 Delegation Argentina, ob. cit., págs. 148—157, 159—169
- (100) *ibid.*, págs. 136—142
- (101) Welles, S., The Time for Decision (Harpers, 1944), p. 207



(97) Hull, C., *The Memoirs of Cordell Hull*, 2 vols. (Macmillan, 1948), p. 498. またハルはウエイルズと云ふ米国人の伝統的なメンセンチン観<sup>1</sup>と云ふ戦前<sup>2</sup>戦中<sup>3</sup>にかけてのメンセンチン・イメージはいつては<sup>4</sup> Ciria, A., *Estados Unidos Nos Mira*, (Buenos Aires, Ediciones La Bastilla, 1973), Capítulo 1, 2 によらる。

(98) *Delegación Argentina*, ob. cit., págs. 143—145

(99) ちよとて秘密に「ラテン・アメリカ諸国と我らの関係がこれに加わる。これらの点については前掲拙稿<sup>5</sup>第一章を参照。

(100) McCann, F. D., Jr., *The Brazilian-American Alliance, 1937—1945* (Princeton U. P., 1973)

(101) Weil, E. J., *Argentine Riddle* (John Day, 1944), p. 131